

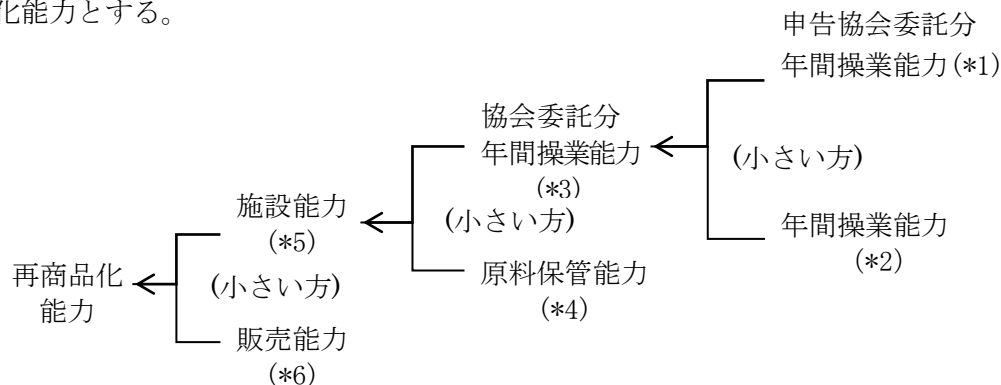
平成 30 年 7 月 1 日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 PETボトル事業部  
 (改定日：平成 29 年 7 月 1 日)

## PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方

### 1. 再商品化能力の査定について

各再商品化事業者の再商品化能力は工場ごとに下記により査定する。

- 1) 再商品化事業者が登録申請時に様式 2 で申告した申告協会委託分年間操業能力(\*1)と当協会が査定した年間操業能力(\*2)を比較し、その値の小さい方を協会委託分年間操業能力(\*3)とする。
- 2) 1) で査定した協会委託分年間操業能力(\*3)と原料保管能力(\*4)を比較し、その値の少ない方を施設能力(\*5)とする。
- 3) 2) で査定した施設能力(\*5)と販売能力(\*6)を比較し、その値の小さい方を最終的な再商品化能力とする。



### 2. 各能力 (年間操業能力(\*2)、原料保管能力(\*4)、販売能力(\*6)) 査定についての補足説明

#### 1) 年間操業能力(\*2) 査定

再生処理事業者登録申請における申告年間操業能力 (= 1 時間当たり処理能力(a) × 1 日当たり操業時間(b) × 年間操業日数(c)) において、(a)、(b)、(c)の各項目について下記を上限とし、上限を超える場合は上限値に修正し算出したものを年間操業能力(\*2)とする。

##### ① 1 時間当たり処理能力(a)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合  
登録申請書類の 2-2 設備能力の設定根拠で示された能力と一廃処理施設設置許可における 1 時間当たり処理能力を比較し、その値の小さい方を上限とする。
- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合  
登録申請書類の 2-2 設備能力の設定根拠で示された能力と 0.62t/時間を比較し、その値の小さい方を上限とする。

##### ② 1 日当たり操業時間(b)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合  
同許可における 1 日当たり操業時間を上限とする。
- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合  
1 日当たり処理量が 5t 未満となる操業時間であることを条件とする。

③年間操業日数(c)の上限

- ・ 24 時間／日の連続運転で 4 直 3 交代勤務制の場合  
335 日を上限とする。  
(破碎機の刃交換、その他設備の保守等による操業休止時間を年間 30 日相当とする)
- ・ 24 時間／日の連続運転で 3 直 3 交代勤務制の場合、もしくは 24 時間／日の  
連続運転でない 1 シフトまたは 2 シフトの勤務体制の場合  
1 シフト分の 1 日当たり操業時間で 2,440 時間を除して算出される日数を上限とする。  
(労働基準法準拠)  
但し、1 シフトの中で交代勤務制が行われていることが明確な場合は、その状況を考慮し  
て定める。

2) 原料保管能力(\*4) 査定

再生処理事業者登録申請における様式 F に記載された内容に基づき様式 2 に記載された  
協会委託分原料保管量 (トン／年) が原料保管能力(\*4)となる。

3) 販売能力(\*6) 査定

再生処理事業者登録申請における有効な再商品化製品引取同意書の合計量を再商品化率  
で割り戻した値を販売能力(\*6)とする。

3. 再商品化能力査定上の特記事項

下記の場合は、前述の再商品化能力を下方修正する。

- 1) 登録現地審査等により登録申請における申告能力と相違する事実が判明した時。
- 2) 再生処理事業者の操業状況、財務状況等に鑑み、登録申請における申告能力によった場合、  
円滑な再商品化 (労働安全衛生の確保を含む) が困難と考えられる状況に至った時。
- 3) 新規事業者、未登録施設および過去 3 年以内に契約実績のない事業者ならびに既存設備を能  
力増強した場合については操業管理能力等を考慮し、再商品化能力査定に反映する。
- 4) 再商品化事業者が協会委託分か協会委託外分かを問わずフレークを購入し、フレーク製造工  
程の途中に投入し、再破碎または再洗浄または除染工程を行う場合は物質収支 A-4 を作成  
すると共に、様式 2 の購入フレーク欄に数値を入力すること。併せて申告協会委託分年間操  
業能力(\*1)は申告年間操業能力から購入フレーク数量を差し引いた数値とすること。

4. 施設変更に伴う再商品化能力の見直し

- 1) 登録申請日以降、落札可能量の通知を行うまでの間に、査定能力に影響を与える原料保管量  
の減少等を伴う施設変更があった場合、再商品化能力をその時点で査定しなおす。
- 2) 登録事業者となり入札を経て落札量が決定した後の、査定能力に影響を与える原料保管量の  
減少等を伴う施設変更は認めない場合がある。
- 3) 原料保管量の増加を伴う施設変更があった場合、再商品化能力の再査定は行わない。

以上